

たちかわしだい じしょうがいしゃけいかく
立川市第4次障害者計画

がいようばん
～ 概要版 ～

けいかくさくてい しゅし
計画策定の趣旨

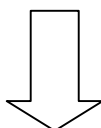
ほんけいかく しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほりつだい ごう およ しょうがいしゃじりつしえんほう
本計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害者自立支援法
へいせい ねんほりつだい ごう そく じだい たいおう あら してん も こ
(平成17年法律第123号)に則し、時代に対応した新たな視点を盛り込みなが
ら、今後の障害者施策により一層の推進を図るために策定するものです。

けんとうかてい しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃおよ せいしんしょうがいしゃ たいしょう
その検討過程においては、身体障害者・知的障害者及び精神障害者を対象
ちようさ じっし しょうがいとうじしゃ ふく しみんとう さんか
としたアンケート調査の実施や、障害当事者を含む市民等の参加による
たちかわししょうがいしゃさくすいしんいんかい けんとう かせ とうじしゃ かがた いけん
「立川市障害者施策推進委員会」にて検討を重ねるなど、当事者の方々の意見
はんえい つと いいんかい もと ぶんかかい せっち けんりようご ちいき
反映に努めました。また、委員会の下に4つの分科会を設置し、権利擁護、地域
せいかつしえん ほけんいりょう そうだんたいせい じょうほうていきょう こようしゅうろう せいかつかんきょう きょういくくせい
生活支援、保健医療、相談体制、情報提供、雇用就労、生活環境、教育育成、
けいはつ ふ わ いいん しゅたいてき ぎろん かせ
啓発ボランティアなどのテーマを振り分け、委員が主体的に議論を重ね、
しさくけんとう じゅうよう い ち づ
施策検討の重要な位置付けといたしました。

ろんぎ なか けいかく め ざ 「りねん」 む きほんてき してん
この論議の中で、計画が目指す「理念」に向けての基本的な視点として、
しょうがいしゃ じ けんりようご そうだんたいせい じょうほうていきょう こうちく
① 障害者(児)の権利擁護、② 相談体制・情報提供ネットワークの構築、
にっちゅうかつどう ば かくほ しえん す な ちいき あんしん く
③ 日中活動の場の確保を支援、④ 住み慣れた地域で安心して暮らせるしく
みづくり、⑤ 社会的偏見をなくし全ての人とその人らしく暮らせる社会づく
り、⑥ 就労支援、⑦ 自ら選択し自己実現できる環境づくり、⑧
せいしんしょうがいしゃたいさく じゅうじつ さいがいじ ようえんごしゃ しえん あ
精神障害者対策の充実、⑨ 災害時の要援護者への支援が挙げられました。

【 理 念 】

しょうがい ひと ひと とも い しゃかい
障 害 の ある 人 も な い 人 も 、 共 に 生 き る 社 会
ち い き せ い か つ し え ん た い せ い か く り つ め ざ
～ 地 域 生 活 支 援 体 制 の 確 立 を 目 指 し て ～



理 念 実 現 に 向 け て の 基 本 方 針

- ① 障 害 者 (児) の 権 利 を 擁 護 す る 施 策 を 推 進 し ま す
しょうがいしゃ じ けんり ようご しさく すいしん
障 害 者 (児) が 尊 厳 を も っ て 、 住 み 慣 れ た 地 域 で 安 心 し て 生 活 が で き る よ
しょうがいしゃ じ そんげん す な ちいき あんしん せいかつ
う に 、 権 利 擁 護 推 進 機 関 等 の 推 進 を 図 り ま す 。
けんり ようご すいしん きかんとく すいしん はか
- ② 相 談 窓 口 の 周 知 徹 底 と 相 談 員 の ス キ ル ア ッ プ を 図 り ま す
そうだんまどぐち しゅうちてつてい そうだんいん はか
相 談 し や す い よ う に 窓 口 の 周 知 徹 底 を 図 り ま す 。 相 談 員 等 の 研 修 機 会 を
そうだん まどぐち しゅうちてつてい はか そうだんいんとう けんしゅうきかい
確 保 し 、 窓 口 職 員 の ス キ ル ア ッ プ を 図 り ま す 。
かくほ まどぐちしょくいん はか
- ③ 地 域 で 安 心 し て 住 み 続 け ら れ る よ う に 支 援 し ま す
ちいき あんしん す つつ しえん
地 域 の 中 で 「 顔 と 顔 」 が つ な が っ て い る 関 係 を 築 き 、 住 み 慣 れ た 地 域 で
ちいき なか かお かお かんけい ぎづ す な ちいき
安 心 し て 暮 せ る よ う に 支 援 の し く み づ く り を 進 め ま す 。
あんしん くら しえん すす
- ④ 障 害 者 自 身 が 力 を 発 揮 し 自 己 実 現 で き る 施 策 を 推 進 し ま す
しょうがいしゃ じしん ちから はつき じ こじつげん しさく すいしん
障 害 の ある 人 の 教 育 ・ 育 成 の 充 実 、 雇 用 ・ 就 労 を 支 援 し 、 社 会 参 加 ・
しょうがい ひと きょういく いくせい じゅうじつ こよう しゅうろう しえん しゃかいさんか
余 暇 活 動 の 促 進 を 図 り ま す 。
よかかつどう そくしん はか
- ⑤ 障 害 者 (児) の 理 解 を 促 進 す る 施 策 を 推 進 し ま す
しょうがいしゃ じ りかい そくしん しさく すいしん
障 害 者 (児) に 対 す る 理 解 が 進 む よ う 、 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 を 通 じ て 、
しょうがいしゃ じ たい りかい すす かつどう つう
障 害 者 (児) へ の 理 解 を 促 す 啓 発 を 実 施 し ま す 。
しょうがいしゃ じ へりかい うなが けいはつ じっし

へいせい ねんど ねんかん と く じゅうてんか だい
平成22年度 ~5 か年間で取り組むべき「重点課題」

① けんりようご すいしん
権利擁護の推進

ちいき し そうだんしえんじぎょうしょとう きかん しんたい
地域あんしんセンターたちかわ、市、相談支援事業所等の機関や、身体・
ちてき せいしんしょうがいしゃそうだんいん すす じょうほう きょうゆうか
知的・精神障害者相談員のネットワークづくりを進め、情報の共有化を
はか しょうがいしゃ じ けんりようご と く もと
図り、障害者(児)の権利擁護の取り組みが求められます。

② じゅうとしょうがいしゃ じ にちちゅうかつどう ば かくほ
重度障害者(児)の日中活動の場の確保

せいかつかいご いりょうてき ひつよう じゅうとしんしんしょうがいしゃ じ にちちゅうかつどう ば
生活介護・医療的ケアの必要な重度心身障害者(児)の日中活動の場が
ふそく まいとしぞうか りようきぼうしゃ さら にちちゅうかつどう
不足しております。また、毎年増加する利用希望者により、更に、日中活動
ば ふそく みこ にちちゅうかつどう ば かくほ もと
の場は不足してゆくことが見込まれるため、日中活動の場の確保が求めら
れています。

③ しせつ びょういん ちいきせいかつ いこうしえん
施設・病院からの地域生活への移行支援

せいび じゅうたくほしょうにんせいど かつよう ひつよう
グループホーム・ケアホームの整備や、住宅保証人制度の活用が必要です。
ひと あ にちちゅうかつどう ば かくほ ちいきせいかつ ささ じゅうよう にな
また、その人に合った日中活動の場の確保や、地域生活を支える重要な担
て じゅうじつ もと
手であるホームヘルパーの充実が求められています。

④ しゅうろうしえん じゅうじつ
就労支援の充実

しょうがいしゃ いっぱんしゅうろう そくしん しせつ しゅうろうしえん きかん
障害者の一般就労を促進させるためには、施設、就労支援機関、
れんけい きょうか ふくしてきしゅうろう いっぱんしゅうろう む ひと
ハローワークとが連携を強化して、福祉的就労から一般就労へ向かう人
なが つく だ じゅうよう いっぱんしゅうろう む しゅうろうじっしゅう
の流れを作り出すことが重要です。また、一般就労に向けた就労実習
ば かくほ もと あんしん けいぞく しゅうろう
の場の確保も求められており、安心して継続して就労できるように、
せいかつめん ふく ていちゃくしえん じゅうじつ ひつよう
生活面も含めた定着支援を充実させる必要があります。

⑤ ようえんごしゃ ほうさいたいせい じゅうじつ
要援護者の防災体制の充実

ひなんばしょ せいび ほうさいくねん しょうがいしゃ じ さんか よ じもと
避難場所の整備や防災訓練に障害者(児)の参加を呼びかけて、地元
ちいき しょうがいしゃ じ ささ しく こうちく ひつよう
地域で障害者(児)を支えていく仕組みを構築する必要があります。

「重点課題」等を解決するための施策

(1) 権利擁護システム

障害者(児)の権利を代弁・擁護し、住宅問題の解決や、教育機会の確保など、障害者(児)が尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して生活ができるようなくみづくりを進めます。

① 権利擁護のネットワークと推進機関の構築

- 障害者(児)の権利を擁護するネットワークの構築
- 障害者(児)の権利擁護をする推進機関の構築

② 住み慣れた地域での生活を支援

- 障害があっても学区内の通常の学校に通える権利を護ります
- 支援者への研修等の充実
- 住宅問題の解決

③ 第三者評価の導入

④ 成年後見制度等の促進

(2) 相談体制・情報提供

障害のある人が安心した生活が送れるよう、相談窓口の充実を図ります。
障害種別に応じた情報手段を活用し、相談者に必要な情報を提供します。

① 相談窓口の充実

② 情報提供の推進

③ 障害者(児)を支える家族等への支援の充実

(3) 地域生活支援

居宅介護の充実、日中活動の場と住まいの場の確保、移動支援の利用の促進など、障害者(児)への生活全般にわたる支援に取り組みます。

① 日中活動の場の確保

- ② 生活支援システムの構築
- 地域生活に必要な住まいの場の確保
 - 地域生活を続ける方への支援

- ③ ホームヘルプサービスと外出支援
- 在宅サービスの維持
 - 移動支援

- ④ 障害者の社会参加の促進

- ⑤ 地域の中で人がつながる仕組みづくりの推進

- ⑥ 高次脳機能障害者・難病患者への対応

- ⑦ 発達障害者(児)への支援

(4) 保健・医療

障害の早期発見に努めるとともに、障害のある人を支える家族等への支援や在宅での健康維持、精神的な不安や負担を軽減するために、必要なサービスを提供します。

- ① 早期発見・早期診断

- ② 訪問看護事業

(5) 生活環境

誰もが利用しやすい快適な生活環境を整備するというユニバーサルデザインの視点で、公共施設、住宅環境の整備や防災対策に努めます。

- ① 防災対策の推進

- ② バリアフリーの推進

(6) 雇用・就労

その人の能力に合った就労の場が確保され、経済的な自立ができる支援を進めます。また、雇用されることは困難でも、社会参加への意欲を高め、その人の持つ能力が発揮されるような福祉的就労の場の確保とその活性化を図るとともに、福祉的就労から一般就労への移行を市と就労支援機関及び相談機関等で連携して支援します。

- ① 一般就労の促進
 就労支援機関の充実
 一般就労に向けた就労体験実習場の確保
 障害者の雇用拡大

- ② 福祉的就労の場の確保
 作業所の新体系への移行促進
 工賃アップの促進
 一般就労からの受け入れ

- ③ 支援機関等とのネットワークの構築
 ハローワークや就労支援機関・企業との連携
 ネットワークにつながりにくい人をつなげる

(7) 教育・育成

障害のある人がその持てる力を高め、地域生活や教育の場面で自立や社会参加ができるよう、取り組みを進めます。

- ① 心のバリアフリーの推進
 ② 教育を受ける機会の充実
 障害のある子どもへの理解と支援
 福祉・教育の連携体制の確保

- ③ 精神疾患に関する知識習得の促進

- ④ エンパワメントの向上

- ⑤ 福祉人材の育成・確保

(8) 啓発・交流・ボランティア

心のバリアフリーを浸透させ、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会を構築します。そのために、障害や障害者(児)に対する正しい知識と理解を深めるよう啓発活動を推進し、共に支えあう地域づくりを目指します。

① 地域社会での障害者(児)への理解の確保と交流の促進

- 障害者(児)理解のための啓発
- 地域の中での交流の促進
- 精神障害の理解・啓発

② ボランティア活動の活性化

- ボランティアの育成・活動
- 障害当事者のボランティア参加の促進

③ 障害者週間の充実

けいかく すいしん
計画の推進

① 新法成立等への対応

本計画は、障害者自立支援法が施行されている環境の中で策定しておりますが、平成21年12月に閣議決定により設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障害者自立支援法に代わる新たな制度を、平成25年8月に施行できるよう制定に向けた検討が開始されております。

また、あわせて「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備も進められますので、新法成立や条約批准の動向を見据えながら、施策体系等の見直しの検討を行います。

② 新たな福祉ニーズへの対応

新たな福祉ニーズに対応し、計画を実効性あるものとするために、財源の確保は欠くことができません。厳しい財政状況にあっては、様々な補助制度の活用とともに、必要に応じて「立川市障害者施策推進委員会」における検討や障害当事者等との協議により、既存施策の再構築についても視野に入れていきます。

③ 計画の見直しと進捗管理

本計画は、基本的に平成26年度までの5か年計画ですが、国の福祉施策の抜本的な見直しや、社会情勢の著しい変化があった場合には、これらの状況に柔軟に対応するため、必要に応じて「立川市障害者施策推進委員会」を中心に施策の再検討などを行い、本計画の見直しを行います。

また、計画の進捗管理についてもあわせて、「立川市障害者施策推進委員会」で実施します。

④ 国・東京都への要望

新たな法律の制定に対し福祉水準が向上することと、地方の財政負担を増加させないよう確実な財政措置を図ることなど、障害当事者や関係団体の意見も取り入れた要望を行います。また、都との連絡調整を綿密に行い、国に対しては都と共同歩調を図るほか、東京都市長会を通しても要望を行います。

⑤ 関係機関・関係団体との連携

計画を実効性のあるものとするため、関係行政機関をはじめ地域における協力や、事業者・ボランティア・NPO法人等関係機関・関係団体との連携を図ります。

平成22年5月発行

編集・発行 立川市福祉保健部障害福祉課

〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042(523)2111(代表)

FAX 042(529)8676